

都市計画法第42条第1項ただし書許可に係る審査基準

平成 8年 4月 1日制定

平成11年 4月 1日改正

平成14年 4月 1日改正

平成19年11月28日改正

都市計画法第42条第1項ただし書に規定する「当該開発区域における利便の増進若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め」許可できる基準は、以下のとおりとする。

- 1 市街化調整区域内については、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 許可申請に係る建築物が法第29条第1項第2号又は第3号に規定する建築物であること。
 - (2) 当該申請が法第43条第1項第1号から第3号まで又は第5号に規定する建築物であること。
 - (3) 許可申請に係る建築物又は特定工作物が法第34条第1号から第12号までに規定する建築物又は特定工作物でその用途と法第33条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する基準とを勘案して支障がないと認められ、かつ、当該区域に法第41条第1項の制限を定めるに際して用途地域を想定した場合は、許可申請に係る建築物の用途がこれに適合するか又は建築基準法第49条若しくは第50条の規定に準じて例外許可ができると認められるものであること。
 - (4) 山形県開発審査会提案基準(提案基準第27を除く。)に該当する建築物の新築、改築又は用途の変更であること。
 - (5) 提案基準第27に該当するもの。ただし、この場合「許可不要建築物及び法第43条第1項に基づく許可を受けて建築された建築物」とあるのは法第29条第1項又は第2項の許可を受けて建築された建築物と読み替えるものとする。
- 2 区域区分が定められていない都市計画区域であって用途地域等が定められていない区域、準都市計画区域、都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内については、建築物又は特定工作物でその用途と法第33条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する基準とを勘案して支障がないと認められ、かつ、当該区域に法第41条第1項の制限を定めるに際して用途地域を想定した場合は、許可申請に係る建築物の用途がこれに適合するか又は建築基準法第49条若しくは第50条の規定に準じて例外許可ができると認められるものであること。

附 則

- 1 この改正基準は、平成11年4月1日から施行する。

- 2 施行日の前日までに市町村において受け付けされた許可申請については、従前の基準に基づいて審査を行うものとする。

附 則

- 1 この改正基準は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日までに市町村において受け付けされた許可申請については、従前の基準に基づいて審査を行うものとする。

附 則

- 1 この改正基準は、平成19年11月30日から施行する。